

検 第 976 号
令和7年 3月14日

茨城県建設産業団体連合会長 殿
(一社) 茨城県建設業協会長 殿

茨城県土木部長

「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」
の改定について（通知）

このことについては、令和4年3月25日付け検第1162号「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領の改定について」にて通知しているところですが、別紙のとおり定め、令和7年4月1日以降に起工決議する工事から適用することとしたので通知します。

（改定の概要）

- 実施要領から推奨事業者の名称を削除。
- 使用する情報共有システムは、国土交通省の「機能要件」を満たすものから受発注者協議により決定。